

OA経理事務科

日商簿記 & 日商PC

検定試験にチャレンジ!!

- 訓練目標
- ・パソコンによるデータ処理に関する知識及び技能の習得
 - ・簿記による経理業務に係る基礎知識の習得
 - ・就職に必要な知識等の習得

一緒に受講する仲間と早期就職を目指して
スキルアップに励んでみませんか!

訓練期間	令和6年6月14日(金)～令和6年9月13日(金) 3か月間 基本時間：9：30～16：00 (原則として土・日・祝日を除く) お盆：8/10～8/18		
訓練場所	UTパソコンスクール(株式会社ユーティー山形) 米沢市大字三沢26098-19(裏面地図参照)	定員	15名 (最少催行人員10名)
受講対象者	公共職業安定所に求職の申し込みをされていて、公共職業安定所長が訓練受講の必要性を認めた方		
受講料	受講料は無料です。(テキスト代・職業訓練生総合保険等の自己負担額 約19,000円) ※資格試験受験料(任意受験)は別途必要となります。		
募集期間	令和6年4月12日(金)～令和6年5月24日(金) 昼12時まで		
申込方法	求職の申し込みをしている公共職業安定所の窓口でご相談の上、受講申込書をご提出ください。		
選考会	令和6年5月31日(金) 午前10時30分から (開場10：00、受付は10：20までに) 場所：置賜総合支庁 501会議室(裏面地図参照) 内容：訓練内容の説明と職業適性検査 持ち物：筆記用具(鉛筆・ボールペン) ※欠席の場合、選考対象者となりません。		

お問合せ先

山形県立山形職業能力開発専門校 能力開発支援課
〒990-2473 山形市松栄2-2-1
TEL 023-644-9228 FAX 023-644-6850
ホームページ <https://skillup.yamagatanoukai.jp/>



【訓練カリキュラム】			
科目		科目の内容	時間数H
学 科	情報リテラシー	DX時代のICTリテラシー、情報セキュリティ、データの収集・加工・管理、情報モラル・デジタルビジネスコミュニケーション、ハード・ソフトウェアの知識と役割、インターネット、メールの仕組み、SNSの役割や仕組み等	33H
	経理関連知識	企業活動の目的、組織の仕組み、経理業務の基礎知識、1年の流れ、給与計算、税務知識	24H
	簿記概論	簿記上の取引、仕訳、決算の流れ	39H
実 技	パソコン基本操作	Windows基本操作、マナビDXの使い方	30H
	文書作成演習	Word基本操作、Googleドキュメントによる文書作成、ビジネス文書の作成、要約と図解、文書作成力と生産性向上	45H
	表計算演習	Excel基本操作、Googleスプレッドシートによる資料作成、データ加工、効率的な業務データの処理と的確なデータ分析	48H
	テレワーク演習	Web会議ツールの基本操作、Web会議実践、Webメールの利用、ビジネスメール演習	6H
	簿記演習	仕訳演習、記帳演習、決算処理演習	36H
	総合演習	会計表計算、請求書、各種帳票作成、簿記一連の処理、起票から決算までの一連の演習	33H
就職支援他		応募書類の書き方、面接の受け方、ビジネスマナー、コミュニケーション等	52H
総訓練時間346H（学科：96H、実技：198H、就職支援他：52H）			
その他	※Windows11、Microsoft Office 2021（Word、Excel、Outlook）を使用します。 ※キャリア・コンサルティングを受ける場合は、その計画に従ってください。		

【選考会場】	【訓練会場】
場所： 置賜総合支庁 501会議室 住所： 米沢市金池7-1-50	場所： UTパソコンスクール 住所： 米沢市大字三沢26098-19 電話： 0238-26-7081

◆ ご相談・お申込み窓口 ◆			
山形公共職業安定所	〒990-0813	山形市桧町2-6-13	Tel 023-684-1521
米沢公共職業安定所	〒992-0012	米沢市金池3-1-39	Tel 0238-22-8155
新庄公共職業安定所	〒996-0011	新庄市東谷地田町6-4	Tel 0233-22-8609
長井公共職業安定所	〒993-0051	長井市幸町15-5	Tel 0238-84-8609
村山公共職業安定所	〒995-0034	村山市榎岡五日町14-30	Tel 0237-55-8609
寒河江公共職業安定所	〒991-8505	寒河江市大字西根字石川西340	Tel 0237-86-4221
※雇用保険受給資格者で、公共職業安定所長から「受講指示」を受けた方には、訓練期間中「基本手当・受講手当」及び該当者には「通所手当」が支給されます。 ※雇用保険を受給できない方が、公共職業安定所長の指示により公共職業訓練を受講する場合に、一定の要件を満たせば「職業訓練受講給付金」を受けられる場合があります。			詳しくは、求職の申し込みをしている公共職業安定所にご相談ください。